



1. シンガポール地域統括会社の構築及び活用と法務・税務上の留意点(2)
2. マレーシアの労働関連法に関する Q&A ~ 賃金
3. 政治・経済・産業トピックス
4. 主要国の経済指標

1. シンガポール地域統括会社の構築及び活用と法務・税務上の留意点(2)

(前回レポートは、以下 URL をクリックして本文をご参照下さい。)

<http://www.bk.mufg.jp/report/insasean/AW20140320.pdf>

前号で紹介したとおり、シンガポールの法人税率は、日本と比較して大幅に低いことから、シンガポールにいかにして利益を集約するかが、地域統括会社構築の一つのポイントとなる。本号では、かかる検討に重要となる、被統括会社からシンガポールへの資金回収にかかる税負担等の基本的な考え方及び日本のタックス・ヘイブン対策税制に関する留意点を紹介する。

■ 被統括会社からシンガポールへの資金回収にかかる税負担の基本

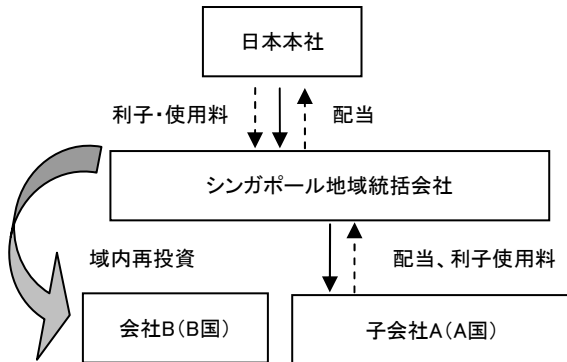
地域統括会社に金融・財務統括機能を持たせて、地域統括会社が被統括会社に対して、増資引受けや貸付けの方法により資金を融通し、配当、利子の形でこれを回収する場合や、知的財産権の統括管理を行い被統括会社から使用料の支払いを受ける場合には、被統括会社所在国における源泉税の対象となりうる。

被統括会社所在国における源泉税率は、各国国内法の税率と、被統括会社所在国とシンガポールの間の租税条約のいずれか低い税率が適用される。この点、日本・シンガポールのそれぞれと、被統括会社所在国との間の租税条約における制限税率が同率の場合又はシンガポールの方が不利な場合もあるが、シンガポールの法人税率が日本に比べて大幅に低いことから、結果として、シンガポールの地域統括会社が被統括会社の資金を回収し、再投資又は日本本社への配当に回す方が有利となる場合も多い。

シンガポール統括会社が、被統括会社から受け取る配当、利子、使用料等の支払いのうち、配当については、原則としてシンガポールにおける課税は生じない¹。利子、使用料等はシンガポールにおける課税対象となるが、シンガポールの法人税率が日本の法人税率よりもはるかに低いことから、日本本社が直接受け取り、日本の法人税の課税対象となるよりも有利なことが多い。

¹ 配当を含む一定の国外源泉所得については、当該所得が国外で課税の対象となり、かつ国外の最高法人税率が 15%以上である場合には非課税とされている。そのため、東南・南アジア各国の被統括会社からの配当所得についてはシンガポールでは通常非課税となる。

地域統括会社が稼得した利益は、域内における再投資にまわすことも考えられるし、日本本社に送金することも考えられるが、配当の形で日本へ送金すれば、シンガポールでは、外国株主に対する支払配当に係る源泉税は課されず、また、日本でも外国子会社配当益金不算入の要件を満たせば配当額の95%は益金不算入となるため、地域統括会社を通じた間接保有の場合にも税負担が大幅に増加することはない。



さらに、日本本社が保有する資産(特に知的財産権等の無形資産)をシンガポール地域統括会社に移転し、日本本社から地域統括会社に対してロイヤルティやマネジメントフィー、利子、保険料、賃料等の費用を支払うことにすれば、日本における課税所得は減少し、日本よりも税率の低いシンガポールにおいて地域統括会社の所得として課税されることとなるから、グループ全体の税負担が大きく圧縮される可能性もある。そのようにしてシンガポール地域統括会社が稼得した利益を配当の形で日本本社に還流した場合でも、外国子会社配当益金不算入制度により、95%は非課税となる。但し、日本本社からシンガポール地域統括会社への資産の移転については、移転価格税制の対象となるのが通常であり、譲渡価格の設定には十分に留意する必要がある。

なお、シンガポールにおいては、原則としてキャピタルゲインは非課税であるため、将来的に被統括会社株式を売却した際に、シンガポールで課税が生じることはなく、この点は、日本からの直接投資との大きな違いの一つである(但し、被統括会社所在国における源泉地国課税が生じる場合がある)。

■ タックス・ヘイブン対策税制

シンガポールの地域統括会社に収益を集約することでグループ全体の実効税率を低減することを企図する場合、日本のタックス・ヘイブン対策税制に留意する必要がある。タックス・ヘイブン対策税制とは、法人の所得に対する税負担がゼロあるいは極端に低い(現行法においては20%以下)国又は地域に所在する外国法人で、株式又は出資の保有を通じて内国法人により支配されているとみなされるもの(「特定外国子会社等」)の留保所得のうち、株主である内国法人の株式保有割合に対応する部分を当該内国法人の所得とみなして日本で合算課税する制度である。

法人税率が17%のシンガポールに所在する地域統括会社は、原則として特定外国子会社等に該当するため、日本における合算課税の対象とされないためには、タックス・ヘイブン対策税制上の適用除外要件(表1)を充足する必要がある。

表 1 タックス・ハイブン対策税制適用除外要件

| | |
|------------------------|---|
| ①事業基準 | 主たる事業が株式・債券保有、ノウハウなどの権利の提供、航空機リースなどの事業以外であること |
| ②実体基準 | 事業に必要な事務所、店舗、工場などの固定施設を有していること |
| ③管理支配基準 | 所在地国において、自ら事業の管理、支配及び運営を行っていること |
| ④非関連者基準 又は 所在国基準 | (卸売業、銀行業、信託業、証券業、保険業、水運業、航空運送業) 取引の 50%超を非関連者との間で行っていること ※ 非関連者基準の判定上、卸売業を主たる事業として営む統括会社が被統括会社との間で行う取引については、関連者取引に該当しない (上記以外) 主たる事業を本店所在地国で行っていること |

このうち、中間持株会社型の地域統括会社は、上記①の要件を充たさない可能性があったが、平成 22 年度税制改正により、①については、(i)日本の内国法人により直接又は間接に発行済株式等の全部を保有されていること、(ii)二以上の「被統括会社」²に対して一定の「統括業務」を行っていること、及び(iii)本店所在地国で統括業務に係る固定施設及び統括業務を行うに必要な従業者を有すること、という要件を満たした「統括会社」で、「株式等の保有を主たる事業とするもの」³については、①の要件を満たしうることとされた。ここでいう「統括業務」とは、被統括会社との契約に基づき、当該被統括会社の事業方針の決定又は調整に係るものであって、2 以上の被統括会社に係る業務を一括して行うことによりこれらの被統括会社の収益性の向上に資することとなる重要な業務で、その事業の遂行上欠くことのできないものをいうとされており、被統括会社の事業方針策定等のために補完的に行う広告宣伝、情報収集等はこれに該当しないとされている。

地域統括会社の構築に際しては、事前にこれらの適用除外要件を十分に検討することが必要であり、特に、地域統括会社に対象地域の事業戦略決定等につき一定の権限を委譲した上で、地域統括会社と被統括会社との間で適切な内容の契約を作成することなどが重要である。

■ 資産性所得合算税制

タックス・ハイブン対策税制の適用除外要件を満たす場合でも、一定の資産性所得については、持分に応じて合算課税の対象となる(機関投資家による利子、配当等の受領など事業の性質上欠くことのできない業務から生じたものを除く)。この点、合算課税の対象となる資産性所得は、株式保有割合 10%未満の株式等の配当等に係る所得、債券の利子・償還差益・譲渡所得、市場取引による株式保有割合 10%未満の株式等の譲渡、使用料・ロイヤリティ、船舶・航空機リース料である(各事業年度の資産性所得の合計額が 1000 万円以下の場合または当該事業年度の所得の 5%以下の場合適用除外となる。)

但し、使用料・ロイヤリティについては、自ら行った研究開発の成果に係る特許権等の使用料及び対価を支払い取得し又は使用許諾された特許権等をその事業の用に供し、かつ、ライセンスした場合の使用料については資産性所得から除かれる。そのため、シンガポール地域統括会社において特許等の一元管理を行う場合には、これらに該当する使用料であれば資産性所得として日本において合算課税されることはない。

² 統括会社が、発行済株式等及び議決権の 25%以上を直接保有する外国法人たる関連者であり、本店所在地国にその事業を行うに必要な従事者がいることが必要とされる。

³ 株式等の保有が主たる事業であるというためには、少なくとも被統括会社の株式等の帳簿価額の合計額が株式等の帳簿価額の合計額の 50%超であることが必要となる。

■ 移転価格税制

以上のほか、地域統括会社と日本本社・被統括会社との取引については、移転価格税制にも留意する必要がある。移転価格税制は、日本企業と国外関連者間の取引価格の設定を通じた所得の国外移転に対処する制度であり、資産の売買、役務の提供、その他の取引を対象とするが、資本取引は対象から除外される。

地域統括会社の収益として典型的に想定されるもののうち、受取配当は、資本取引として移転価格税制の対象外であるが、受取利子、ロイヤリティ、CMS サービスの提供、リインボイスによる商流の一括管理、経営指導料の業務委託手数料については移転価格税制の対象となるため、対価の算定には十分な注意が必要なほか、書面による契約を作成し、対価関係のあるサービス内容を明確化しておくことが必要となる。

記事提供: 森・濱田松本法律事務所 弁護士・ニューヨーク州弁護士 関口 健一

kenichi.sekiguchi@mhjapan.com

企業買収、組織再編、合併、MBO 等の M&A を中心とする会社法、証券法関連業務を幅広く手掛け、東南アジア各国への投資・M&A 案件、地域統括会社構築案件など、クロスボーダー案件も数多く取り扱っている。

2. マレーシアの労働関連法に関するQ&A ~ 賃金

多くの日系企業の皆さまが、マレーシアで従業員を雇用し事業を展開していく中で、さまざまな労働関連の問題に直面しています。日本と労働環境や法制度が大きく異なるため、現地の人事担当者の説明に納得できず、私のところに質問される日本人責任者の方も多くいらっしゃいます。

本稿では、日系企業の皆様から多く寄せられた質問への回答を記しながら、日常の労務管理の疑問に答えていきたいと思えます。

今回のトピックは賃金です。賃金はマレーシアの雇用法の条文では「Wages」と呼ばれています。

Q1: マレーシアの雇用法では、賃金には基本給以外も含まれると聞きましたが、本当でしょうか？

はい。雇用法の第2条の定義の中で、賃金は次のように規定されています。

以下のものを除く、基本給および労働の対価として支払われる手当などの金銭の全て。

- (1) 現物支給の食事、会社が払った燃料費、光熱費、水道代、医療費、寮などの住居費
- (2) 従業員積立基金 (EPF) の会社負担分
- (3) 出張旅費および手当
- (4) 退職金
- (5) ボーナス

しかし、上記は雇用法の定義で、EPF の掛け金を算出する際の賃金にボーナスは含まれ、サービス料、残業代、退職金は含まれません。

Q2: 残業手当の算出は基本給をベースとしたらよいのでしょうか？

いいえ。残業手当の算出基準は、Q1 で説明した基本給と手当を含む賃金を基準にして算出しなければなりません。

もし、基本給のみで算出して残業手当を支払っていた場合、従業員が不服申し立てをすると、会社は、その従業員の採用時までさかのぼり不足分の残業手当を支払うことが命じられます。

Q3: 年次昇給は必ず行わなければいけないのでしょうか？

労働組合のある会社で、労働協約の中で年次昇給が規定されている場合 (ほぼ 100% 規定されています)、その対象者には必ず年次昇給を行わなければならず、昇給率も協約通りでなければなりません。しかし労働組合のない会社や、労働組合のある会社でも管理職などの上級社員の場合、会社の裁量によって年次昇給を行わないという選択もすることができ、昇給率を決めることもできます。また査定の結果、従業員によって昇給の有無や率に差をつけることもできます。

Q4: ボーナスは毎年必ず出さないといけないのでしょうか？

年次昇給と同様に、労働協約の中で毎年のボーナス支給が規定されている場合（ほぼ 100% 規定されています）、その対象者には必ず毎年ボーナスを支給しなければなりません。支給の金額（月数など）も協約通りでないといけません。しかし労働組合のない会社や、労働組合のある会社でも管理職などの上級社員の場合、会社の裁量によって、ボーナスを支払わないという選択をすることができ、ボーナスの額を決めることもできます。また査定の結果、従業員によってボーナスの有無や額に差をつけることもできます。

Q5: 賃金の支払い日を毎月 20 日締め、月末払いとしたいのですが、正しいでしょうか？

いいえ。賃金の計算を締めてから 7 日以内に支払わなければならないと雇用法に規定されています。もし 7 日目が休日や祝日の場合にはその前日に支払わなければならないとされています。最近マレーシアでは、月末に締め、25 日に先に払うというやり方で行う会社が多くなってきています。

Q6: 通勤手当を日本のように公共の交通機関を利用した際の金額としたいのですが、正しいでしょうか？

通勤手当について規定した法律はありませんので、日本のように決めることは法的には問題ありません。しかし実際に、公共の交通機関を利用して通勤できる状況にある人がマレーシアの労働人口の中でどれだけいるかを考える必要があると思います。多くの従業員が自分の自動車かバイク、あるいは会社の用意する通勤用のバスなどで通勤しています。

会社が用意したバスで通ってくる従業員に通勤手当を金銭で渡す必要はありません。自分の自動車かバイク、あるいは公共の交通機関で通勤する従業員には、その人が通勤に実際に掛かる金額を支給する必要があります。従業員はみんな、通勤で赤字を出してまで働きたいとは思いません。

多くの会社で採用している通勤費の規定は、以下の通りです。

- (1) 役職による規定
- (2) 一律定額支給

まれに、以下を採用している会社もあります。

- (3) ガソリン代、高速代などの実費申告

通勤手当の規定を作成する際には、あまり日本のやり方にとらわれず、マレーシアの現状に即した規定を作成すべきだと思われます。

(2013 年 12 月 20 日作成)

記事提供: 桜コンサルタント社 社長 諸江 修

3. 政治・経済・産業トピックス

■ (タイ)ー非常事態宣言解除

3月19日、政府は非常事態宣言を解除。非常事態宣言の解除により、今年下半期には、タイへの観光客増加が期待されている。非常事態宣言解除後も国内治安法 (ISA) は適用されており、一部交通手段の制限や移動規制、公共施設への立入制限等の規制が課される可能性はある。同法は、バンコク都及びノンタブリ県の全域と隣接県の一部を対象とし、4月30日まで適用される。(外務省スポット情報より)

3月21日、タイ憲法裁判所は、2月2日に実施され結果が確定していない下院総選挙を無効とした。今後、やり直し選挙が行われるが、反政府派による再度の妨害が予想される。

3月21日、タイ中銀は、2014年の経済成長率の見通しを、従来の3%から2.7%に引き下げている。

3月29日、反政府派はバンコクで大規模反政府集会を開催し、5万5000名が参加した(治安当局発表、現地時間午後2時時点)。政府支持派も4月5日に集会を計画。両派が首都で衝突する懸念も高まっている。

3月30日、タイ上院選が実施された。本選挙については、反政府派による妨害はなかった。

■ (インドネシア)ー大統領選に、ジャカルタ州知事のジョコ氏が出馬

3月14日、最大野党の闘争民主党は、7月の大統領選に、現ジャカルタ州知事のジョコ・ウィドド氏を擁立することを発表。世論調査によると、ジョコ氏の支持率は、30%以上。2位以下の候補を大きく引き離しており、次期大統領の最有力候補である。

■ (インドネシア、フィリピン)ー日本の介護福祉士国家試験に78名合格

3月27日、日本の厚生労働省は、経済連携協定(EPA)に基づく外国人介護福祉士候補者の合格者が78名(合格率36.3%)であったことを発表した。内訳は、インドネシア人が46名、フィリピン人が32名。前年は、インドネシア人が86名、フィリピン人が42名の計128名であったが、今年は減少した。また、日本人を含む全受験者の合格率64.6%に比して、インドネシア人・フィリピン人の合格率(36.3%)は低くなっている。受験回数別では、インドネシア人・フィリピン人初受験者の合格率が54.1%に対し、再受験者の合格率は12.9%と低くなった。

■ (インド)ー下院選挙(総選挙)近づく。政権交代の可能性あり

4月7日から1ヵ月間かけて実施されるインド下院選挙(総選挙)において、野党インド人民党(BJP)が躍進し、BJPのモディ氏(現グジャラート州知事)が政権をとる可能性が高まっている。

現与党の国民会議派は議席を減らす見込み。一方、新興政党で、汚職撲滅を唱える「庶民党」は議席を増やす見込み。インド人民党が、他の政党と、連立政権を形成できるかが注目される。

■ (オーストラリア)ー政策金利を当面据え置く見込み

3月18日、オーストラリア準備銀行(RBA)は、3月4日の理事会議事録の要旨を発表した。過去最低の2.5%の政策金利の効果が現れている点を評価し、経済活動がRBAの想定程度で推移するなら、政策金利据え置きの可能性が高いとしている。

4. 主要国の経済指標

| マレーシア | 単位 | 2012 | 2013 | 2013/2Q | 2013/3Q | 2013/4Q | Dec-13 | Jan-14 | Feb-14 | 備考 |
|----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------------------|
| 実質GDP成長率 | % | 5.6 | 4.7 | 4.4 | 5.0 | 5.1 | | | | 前年(同期)比 |
| インフレ率 | % | 1.7 | 2.1 | 1.8 | 2.2 | 3.0 | 3.2 | 3.4 | 3.5 | 消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比 |
| 貿易収支 | 百万米ドル | 31,148 | 22,228 | 2,666 | 5,730 | 8,540 | 2,948 | 1,923 | | |
| 経常収支 | 百万米ドル | 18,566 | 11,732 | 831 | 3,038 | 5,054 | | | | |
| 市場金利 | % | 3.21 | 3.32 | 3.20 | 3.21 | 3.32 | 3.32 | 3.29 | 3.31 | 銀行間(3カ月物)、期末値 |
| 外国為替相場 | 対米ドル | 3.0888 | 3.1507 | 3.0713 | 3.2398 | 3.2089 | 3.2522 | 3.3040 | 3.3081 | 期中平均 |
| 株価 | | 1,689.0 | 1,867.0 | 1,773.5 | 1,768.6 | 1,867.0 | 1,867.0 | 1,804.0 | 1,835.7 | クアラルンプール総合指数、期末値 |

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、マレーシア中銀など)

| タイ | 単位 | 2012 | 2013 | 2013/2Q | 2013/3Q | 2013/4Q | Dec-13 | Jan-14 | Feb-14 | 備考 |
|----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------------------|
| 実質GDP成長率 | % | 6.5 | 2.9 | 2.9 | 2.7 | 0.6 | | | | 前年(同期)比 |
| インフレ率 | % | 3.0 | 2.2 | 2.3 | 1.7 | 1.7 | 1.7 | 1.9 | 2.0 | 消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比 |
| 貿易収支 | 百万米ドル | 6,015 | 6,355 | -956 | 5,033 | 3,849 | 1,997 | -749 | | |
| 経常収支 | 百万米ドル | -1,470 | -2,790 | -7,169 | -888 | 5,197 | 2,527 | 219 | | |
| 政策金利 | % | 2.75 | 2.25 | 2.50 | 2.50 | 2.25 | 2.25 | 2.25 | 2.25 | 翌日物レボ金利、期末値 |
| 外国為替相場 | 対米ドル | 31.07 | 30.72 | 29.87 | 31.45 | 31.74 | 32.38 | 32.93 | 32.61 | 期中平均 |
| 株価 | | 1,391.9 | 1,298.7 | 1,451.9 | 1,383.2 | 1,298.7 | 1,298.7 | 1,274.3 | 1,325.3 | SET指数、期末値 |

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、タイ中央銀行、国家経済社会開発委員会など)

| インドネシア | 単位 | 2012 | 2013 | 2013/2Q | 2013/3Q | 2013/4Q | Dec-13 | Jan-14 | Feb-14 | 備考 |
|----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------------------|
| 実質GDP成長率 | % | 6.3 | 5.8 | 5.8 | 5.6 | 5.7 | | | | 前年(同期)比 |
| インフレ率 | % | 4.0 | 6.4 | 5.1 | 8.0 | 8.0 | 8.1 | 8.2 | 7.7 | 消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比 |
| 貿易収支 | 百万米ドル | -1,659 | -4,077 | -3,107 | -3,060 | 2,325 | 1,512 | -431 | | |
| 経常収支 | 百万米ドル | -24,418 | -28,450 | -9,998 | -8,529 | -4,018 | | | | |
| 政策金利 | % | 5.75 | 7.50 | 6.00 | 7.25 | 7.50 | 7.50 | 7.50 | 7.50 | BI金利、期末値 |
| 外国為替相場 | 対米ドル | 9,388 | 10,449 | 9,803 | 10,671 | 11,618 | 12,076 | 12,162 | 11,922 | 期中平均 |
| 株価 | | 4,316.7 | 4,274.2 | 4,818.9 | 4,316.2 | 4,274.2 | 4,274.2 | 4,418.8 | 4,620.2 | インドネシア総合指数、期末値 |

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、インドネシア中央銀行など)

| ベトナム | 単位 | 2012 | 2013 | 2013/2Q | 2013/3Q | 2013/4Q | Dec-13 | Jan-14 | Feb-14 | 備考 |
|----------|-------|--------|--------|---------|---------|---------|--------|--------|--------|----------------------|
| 実質GDP成長率 | % | 5.3 | 5.4 | 5.0 | 5.5 | 6.0 | | | | 前年(同期)比 |
| インフレ率 | % | 9.1 | 6.6 | 6.6 | 7.0 | 5.9 | 6.0 | 5.5 | 4.7 | 消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比 |
| 貿易収支 | 百万米ドル | 749 | 9 | -1,203 | 895 | 557 | -548 | 1,444 | -1,200 | |
| 経常収支 | 百万米ドル | 9,062 | | | | | | | | |
| 政策金利 | % | 9.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | 7.00 | リファイナンスレート、期末値 |
| 外国為替相場 | 対米ドル | 20,873 | 21,030 | 20,968 | 21,158 | 21,108 | 21,110 | 21,086 | 21,097 | 期中平均 |
| 株価 | | 413.73 | 504.63 | 481.13 | 492.63 | 504.63 | 504.63 | 556.52 | 586.48 | VN指数(ホーチミン)、期末値 |

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、ベトナム統計局、中央銀行、IMFなど)

| フィリピン | 単位 | 2012 | 2013 | 2013/2Q | 2013/3Q | 2013/4Q | Dec-13 | Jan-14 | Feb-14 | 備考 |
|----------|-------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|----------------------|
| 実質GDP成長率 | % | 6.8 | 7.2 | 7.6 | 6.9 | 6.5 | | | | 前年(同期)比 |
| インフレ率 | % | 3.2 | 3.0 | 2.6 | 2.4 | 3.5 | 4.1 | 4.2 | 4.1 | 消費者物価指数(CPI)、前年(同期)比 |
| 貿易収支 | 百万米ドル | -10,029 | -7,853 | -1,754 | -2,269 | -1,553 | -813 | | | |
| 経常収支 | 百万米ドル | 7,126 | | 2,624 | 3,204 | | | | | |
| 市場金利 | % | 0.20 | 0.001 | 0.90 | 0.87 | 0.001 | 0.001 | 0.693 | 1.46 | TB、期末値 |
| 外国為替相場 | 対米ドル | 42.23 | 42.45 | 41.78 | 43.68 | 43.61 | 44.10 | 44.93 | 44.90 | 期中平均 |
| 株価 | | 5,812.7 | 5,889.8 | 6,465.3 | 6,191.8 | 5,889.8 | 5,889.8 | 6,041.2 | 6,425.0 | フィリピン総合指数、期末値 |

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、IMFなど)

| インド | 単位 | 2012年度 | 2013年度 | 2013/2Q | 2013/3Q | 2013/4Q | Dec-13 | Jan-14 | Feb-14 | 備考 |
|----------|-------|----------|--------|---------|---------|---------|---------|--------|--------|---------------------|
| 実質GDP成長率 | % | 4.5 | | 4.4 | 4.8 | 4.7 | | | | 前年(同期)比 |
| インフレ率 | % | 7.4 | | 4.8 | 6.6 | 7.0 | 6.2 | 5.0 | 4.7 | 卸売物価指数(WPI)、前年(同期)比 |
| 貿易収支 | 百万米ドル | -191,703 | | -50,690 | -29,427 | -31,002 | -10,514 | -9,914 | | |
| 経常収支 | 百万米ドル | -87,843 | | -21,772 | -5,153 | -4,223 | | | | |
| 政策金利 | % | 7.50 | | 7.25 | 7.50 | 7.75 | 7.75 | 8.00 | 8.00 | レポレート、期末値 |
| 外国為替相場 | 対米ドル | 54.41 | | 55.93 | 62.18 | 62.00 | 61.85 | 62.11 | 62.21 | 期中平均 |
| 株価 | | 18,836 | | 19,396 | 19,380 | 21,171 | 21,171 | 20,514 | 21,120 | ムンバイSENSEX指数、期末値 |

(出所:三菱東京UFJ銀行経済調査室、RBI、中央統計局など)

(作成日:2014年3月31日)

本資料は信頼できると思われる各種データに基づき作成しておりますが、当行はその信頼性、安全性を保証するものではありません。また本資料は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、当行の商品・サービスの勧誘やアドバイザーフィーの受入れ等を目的としたものではありません。投資・売買に関する最終決定はお客さまご自身でなされますよう、お願い申し上げます。

(編集・発行) 三菱東京UFJ銀行 国際業務部 教育・情報室

(照会先) 北村 広明

(e-mail): hiraoki_2_kitamura@mufj.jp